



島根県報

平成18年 3月10日 (金)
第 1,758 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
土地改良区の合併の認可	(農村整備課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(")	2
県営土地改良事業計画の変更	(")	3
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	3
森林組合受託造林推進事業補助金交付要綱の廃止	(林 業 課)	3
森林組合受託経営促進対策事業補助金交付要綱の廃止	(")	3
島根県水産業普及員設置要綱の一部改正	(水 産 課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用開始	(")	4
県立万葉公園の区域の変更	(都市計画課)	4
訓 令		
島根県農林水産関係補助事業等検査規程の一部改正	(農林水産総務課)	7
特定調達公告		
島根県立中央病院Web型電子カルテシステム一式に係る随意契約の相手方等	(医療対策課)	7
選管告示		
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体		9
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体		10
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体		10

告 示

島根県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
日本海観光株式会社	訪問介護	ヘルパーステーション 敬愛苑	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル4階	平成18年 3月1日
有限会社 コナン	通所介護	認知症高齢者デイサービス おおもり	松江市宍道町上来待204 - 4	平成18年 3月1日

島根県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 コナン	居宅介護支援事業所 おおもり	松江市宍道町上来待204番地4	平成18年 3月1日

島根県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、益田市土地改良区、美濃郡美都町土地改良区及び美濃郡匹見町土地改良区の合併について平成18年3月1日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 合併後存続し、定款を変更する土地改良区
益田市土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区
美濃郡美都町土地改良区
美濃郡匹見町土地改良区

島根県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
萱野根波地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（赤来）地区を受益地域とする農用地保全事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 3 月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

飯石南（赤来）地区農用地保全事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 3 月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市	日下地区農道事業（団体営基盤整備促進事業）	平成17年 3 月28日

島根県告示第203号

森林組合受託造林推進事業補助金交付要綱（昭和44年島根県告示第535号）は廃止し、平成18年 3 月10日から施行する。

平成18年 3 月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第204号

森林組合受託経営促進対策事業補助金交付要綱（昭和49年島根県告示第727号）は廃止し、平成18年 3 月10日から施行する。

平成18年 3 月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第205号

島根県水産業普及員設置要綱（平成17年島根県告示第420号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条中「水産試験場」を「水産技術センター」に改める。

島根県告示第206号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	佐田八神線	雲南市掛合町波多2189番1地先から同2498番地先まで	前	メートル 4.00～ 21.00	メートル 756.00	木次土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00～ 57.50	754.00	

島根県告示第207号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	松江木次線	雲南市大東町飯田96番6地先から同97番5地先まで	メートル 89.50	平成18年 3月31日	木次土木建築事務所	

島根県告示第208号

県立万葉公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第14条の規定により告示する。

平成18年3月10日

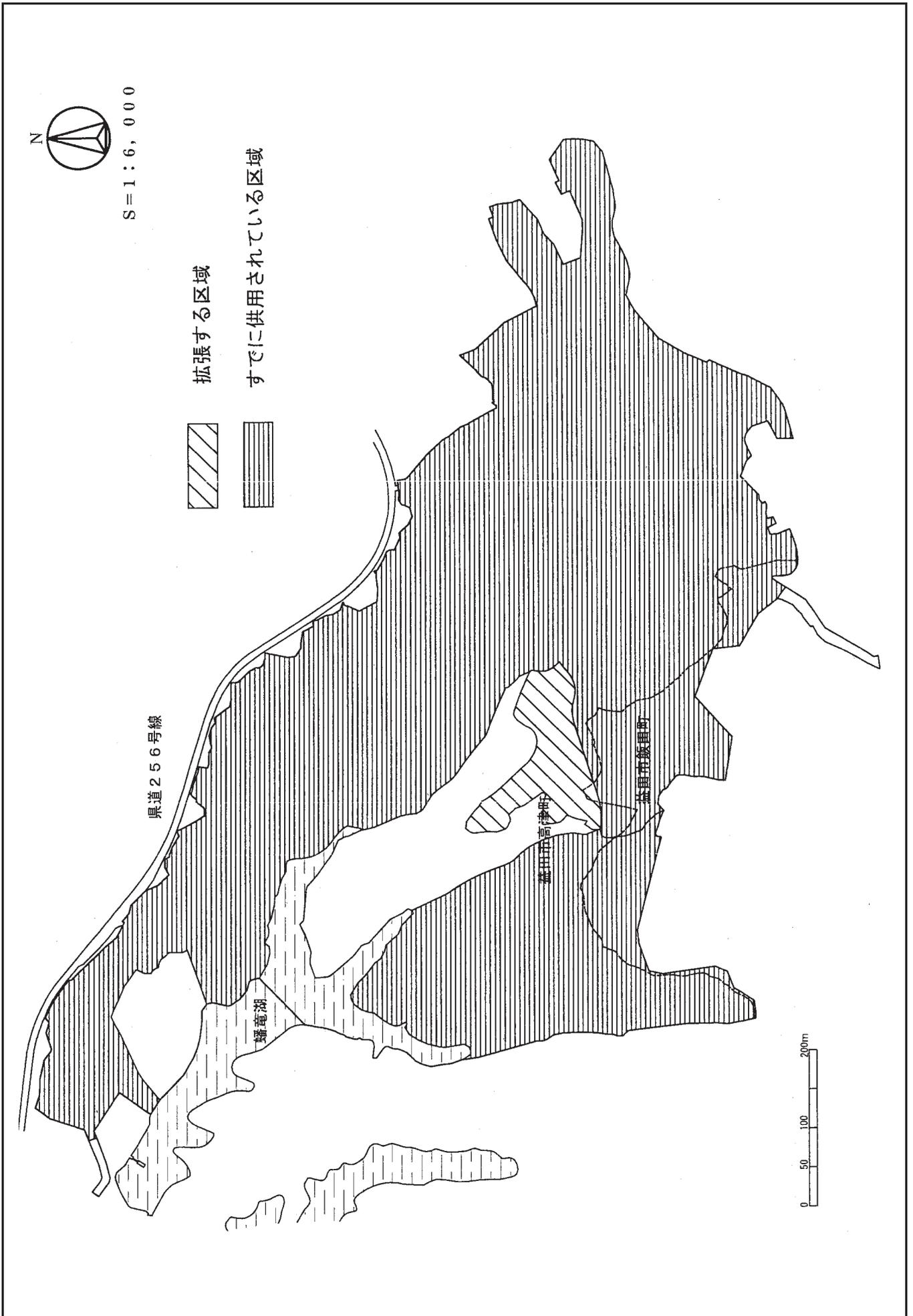
島根県知事 澄 田 信 義

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

平成18年 4 月11日



訓 令

島根県訓令第 1 号

本 庁
地方機関

島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3月10日

島根県知事 澄 田 信 義

第10条第 3 項ただし書を削る。

様式第 3 号中 「課 長」を「所 属 長」に改め、「主 査」「補 佐」「係 長」及び
（ 長 ）」（ 次 長 ）」（ 課 長 ）」
「係 員」を削り、「下記の通り」を「次のとおり」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 3月10日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 物品の名称及び数量

We b 型電子カルテシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 1月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 松江市学園南 2 丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

64,883,700円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党島根県第二選挙区支部	亀井 久興	渡邊 浩	益田市あけぼの西町9-10-2

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
松葉昌修後援会	前坂 定美	和田久米男	大田市三瓶町池田2223-3
吉原幸則後援会	泉 道夫	吉原 幸則	大田市仁摩町宅野41-3
佐々木孝久後援会	重田 修	和田 守	大田市温泉津町温泉津イ56-4
石橋孝義後援会	花田 浩	山口 俊行	江津市都治町595-1
林茂樹後援会	田中由紀夫	及川 淳悦	大田市温泉津町湯里1622-3
塩谷裕志後援会	松村 稔	塩谷 弘子	大田市仁摩町仁万1503-1
島田修二後援会	古川 忠光	井上 晃充	江津市後地町1945
石田洋治後援会	石田 洋治	石田 茂樹	大田市久手町刺鹿2679-7
山根義信後援会	寺本 光義	山根 隆信	大田市仁摩町仁万1079
河村賢治後援会	森崎 定弘	杉原 誠信	大田市温泉津町井田イ111-1
こばやし一彦後援会	富吉 純	小林 順子	大田市温泉津町吉浦464
森山たかし後援会	安藤 和夫	津賀 康	大田市久手町刺鹿2430
日本共産党長原富夫後援会	長原 富夫	長原 徳夫	江津市桜江町谷住郷3433-7
日本共産党森川佳英後援会	森川 佳英	深野 政勝	江津市千田町635
小林太後援会	石見良太郎	河野 次郎	大田市温泉津町小浜イ42-1
三浦靖後援会	小倉 一義	石田 良文	大田市川合町川合1705
後山宏昌後援会	三浦 賢士	滝田 久巳	江津市跡市町386-1
森脇悦朗後援会	渡辺 孝之	盆子原 誠	江津市跡市町1577-4

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党八雲支部	主たる事務所の所在地	松江市八雲町熊野664	松江市八雲町熊野757
	代 表 者	藤田 彰裕	石原 茂
民主党島根県第1区総支部	代 表 者	小室 寿明	濱口 和久

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
島根県商工政治連盟	主たる事務所 の所在地	松江市大正町430	松江市古志原 5 - 8 - 1
	会計責任者	岡田 昌平	古川 巧
堀江治之後援会	代 表 者	山根 敏對	多賀 輝雄
福原昭平後援会	代 表 者	富金原義則	横田 一実
島根県産業廃棄物政治連盟	主たる事務所 の所在地	松江市東朝日町112	松江市八幡町882 - 2
島根県社会福祉政治連盟	代 表 者	今岡 義治	井戸内 正
創雲会	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶有原町 6 - 21	出雲市今市町608 - 2
	会計責任者	吾郷 紘一	坂根 直樹
西尾理弘後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶有原町 6 - 21	出雲市姫原町143
牛尾郁夫後援会	代 表 者	中島 謙二	中尾 攻
松江市議会松政クラブ	政治団体の 名 称	松江市議会松政クラブ	松江市議会明政クラブ
	代 表 者	比良 幸男	後藤 暎一
	会計責任者	山本勝太郎	田中 弘光
日本行政書士政治連盟島根県 支部	主たる事務所 の所在地	出雲市枝大津町 4 - 1	出雲市大津町890 - 2
	会計責任者	堀内 裕造	曳野 俊宏
松葉昌修後援会	主たる事務所 の所在地	大田市三瓶町池田1893 - 3	大田市三瓶町池田2223 - 3
	会計責任者	市原 孝	和田久米男

島根県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
飯橋吉雄後援会		平成17年12月17日
藤原常義後援会		平成17年12月31日
本田京一後援会		平成17年12月31日
森脇専二後援会		平成17年12月31日
田岡清後援会		平成17年12月31日

おもとの会	平成17年4月10日
島屋・山本しゅんじ後援会	平成17年12月31日
田村昌平後援会	平成17年12月25日
古川忠光君を励ます会	平成17年12月30日
石原弘美後援会	平成17年12月27日
河津幸栄後援会	平成17年12月24日
森山たかし後援会	平成16年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石田 洋治	大田市議会議員	石田洋治後援会	大田市久手町刺鹿2679 - 7	石田 洋治

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
本田 京一	安来市議会議員	本田京一後援会	安来市伯太町安田856	本田 京一